

愛南町ひとり親家庭に対する制度（愛南町）

<相談窓口・お問合せ先>

住所：愛南町城辺甲 2420 番地

（手当・貸付・母子会事業）愛南町役場保健福祉課 子育て支援係
（助成）愛南町役場町民課 保険医療係

TEL：72-1212

TEL：72-7300

手 当

<児童手当>

（対象）中学生以下の児童を養育している方

3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生 10,000円

振込日：2、6、10月の15日（休日の場合は前営業日）

★現況届（更新手続）を毎年6月に提出する必要があります！

<児童扶養手当（母子・父子手当）>

（対象）18歳以下の児童を監護しているひとり親家庭

全部支給 43,160円

一部支給 10,180円～43,150円

振込日は1、3、5、7、9、11月の11日（休日の場合は前営業日）

★現況届（更新手続）を毎年8月に提出する必要があります！

<災害遺児福祉手当>

（対象）養育者が交通災害、労働災害、天災等で死亡または障害の状態となった18歳以下の児童の保護者

遺児1人につき月額3,000円

振込日：7、11、3月の11日（休日の場合は前営業日）

貸 付

<母子・父子家庭小口資金>

生活・医療・就学などのために急にお金が必要なおきに借りることができます。

1口50,000円（特別な場合は100,000円） ※無利子

助 成

<ひとり親家庭医療>

（対象）20歳未満の児童を監護している所得税非課税のひとり親家庭医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分を助成

★更新申請書（更新手続）を毎年6月に提出する必要があります！

母子会事業

<学習塾>

ひとり親家庭の児童（小中学生）を対象に、ボランティア講師を招いた塾形式の学習支援を行っています。

受講料：無料

教材：各自持参（夏休みの宿題やテストの問題等も可）

日時：第1・2・3土曜日、第4日曜日 13:00～15:00

場所：城辺公民館（8月は平城公民館 3月は城辺保健福祉センター）

<日常生活支援事業>

就労や就学・疾病・冠婚葬祭などの理由で困っている場合、育児や食事等をお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。

※派遣を希望する場合は事前に登録が必要です。

愛南町母子寡婦福祉会会員募集中！

愛南町母子寡婦福祉会は同じ立場の母子家庭の方が集まって、語り合い、励まし合って親睦と生活の向上を図るための自主的な団体です。料理教室やバスツアーなどの行事や母子家庭の先輩のアドバイス、制服のお下がりの交換などもできます。

愛南町ひとり親家庭に対する制度（愛媛県）

<相談窓口・お問合せ先>

愛南町役場内 愛南土木事務所 母子父子自立支援員室

住所：愛南町城辺甲 2420 番地 TEL：72-1148（火・木）

南予地方局地域福祉課

住所：宇和島市天神町 7-1 TEL：0895-28-6106（月・水・金）

自立支援員

<母子父子寡婦福祉資金>

ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、目的に応じて 12 種類の資金を貸し付けするものです。

主なものは以下の3つの資金があります。

- * 修学資金：子どもが高校・大学・専門学校などへ修学するための無利子の貸付金
 - * 就学支度資金：子どもが進学するための準備に係る費用に対する無利子の貸付金
 - * 修業資金：子どもが自動車免許など資格取得するための無利子の貸付金
- （注）貸付金額は目的によって異なります。

<ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金>

ひとり親家庭の母や父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（6割、上限 20 万円）が支給されます。

※受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。

<ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金>

ひとり親家庭の母や父が、指定された資格を取得するため 1 年以上養成機関で研修する場合、生活の負担の軽減を図るため給付金が支給されます。

（非課税世帯 10 万円、課税世帯 7 万 5 千円、上限 3 年）

※給付申請の前に、母子父子自立支援員への事前相談が必要です。

<母子父子自立支援プログラム策定事業>

「まず、何から始めたらよいか」「どのような支援制度があるか」など、個別に相談を受け、安定した生活を目指します。

<その他>

* 就労支援・・・ハローワークのコーディネーターと母子父子自立支援員が連携し、相談者が就職し安定した生活ができるよう支援します。

* 養育費の調停や、母子生活支援施設（母子寮）入所など、手続きを御案内しています。